

敬老会開催を中止した場合について

<敬老会準備のための費用がかかった場合>

敬老会準備のために要した費用（敬老会を開催するため案内状を印刷済であった場合の用紙代など）も、補助の対象となりますので、「ご提出いただく書類」を作成の上、高齢福祉課までご連絡をお願いいたします。

書類の記載方法につきましては、敬老会補助金の実績報告の手引をご確認ください。

※ ご提出いただく書類 ※

【完了払の団体】

- ① 千葉市敬老会補助金実績報告書（様式第6号）
- ② 補助対象事業に係る経費の支払いを証する書類（＝領収書・レシート）
・・・紛失を防ぐため「領収書・レシート貼付け台紙」等に貼ってご提出ください。
- ③ 総事業費の一覧表
- ④ 敬老会参加予定だった方の氏名及び人数が確認できる名簿
- ⑤ 敬老会関係者の氏名、人数及び来賓等の区分が確認できる名簿
- ⑥ 千葉市敬老会補助金交付請求書（様式第8号）
- ⑦ 口座振込依頼書（別紙1）

【概算払の団体】

- ① 千葉市敬老会補助金実績報告書（様式第6号）
- ② 補助対象事業に係る経費の支払いを証する書類（＝領収書・レシート）
・・・紛失を防ぐため「領収書・レシート貼付け台紙」等に貼ってご提出ください。
- ③ 総事業費の一覧表
- ④ 敬老会参加予定だった方の氏名及び人数が確認できる名簿
- ⑤ 敬老会関係者の氏名、人数及び来賓等の区分が確認できる名簿
- ⑥ 支出金精算書（概算払）（第53号様式—2）

<費用がかからなかった場合>

千葉市敬老会補助金中止承認申請書（様式第4号）をご提出ください（概算払により、既に補助金が交付されている場合は、全額返還していただきます。）。

書類の記載方法につきましては、敬老会補助金の実績報告の手引をご確認ください。